

○旧足守藩侍屋敷遺構条例施行規則

昭和50年3月28日

市教育委員会規則第7号

改正 平成3年3月28日市教育委員会規則第8号

平成4年3月24日市教育委員会規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、旧足守藩侍屋敷遺構条例（昭和50年市条例第19号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(管理人)

第2条 旧足守藩侍屋敷遺構に管理人を置くことができる。

(管理人の任務)

第3条 管理人は、岡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の命により、旧足守藩侍屋敷遺構の維持管理に必要な任務に従事する。

(入場及び使用時間)

第4条 旧足守藩侍屋敷遺構の入場及び使用の時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休所日)

第5条 旧足守藩侍屋敷遺構の休所日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下単に「休日」という。）に当たるときは火曜日及び水曜日

(2) 休日の翌日。ただし、その日が日曜日に当たるときは火曜日

(3) 5月6日から5月8日まで。ただし、5月6日が日曜日又は月曜日に当たるときは5月7日から5月10日まで、5月6日が木曜日に当たるときは5月6日から5月8日まで、5月10日及び5月11日、5月6日が金曜日に当たるときは5月6日、5月7日、5月9日及び5月10日、5月6日が土曜日に当たるときは5月6日及び5月8日から5月10日まで

(4) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

(5) 教育委員会が必要であると認める日

(使用及び入場手続)

第6条 旧足守藩侍屋敷遺構を使用する者は、旧足守藩侍屋敷遺構使用許可申請書(様式第1号)を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をしたときは旧足守藩侍屋敷遺構使用許可書を申請者に交付する。

(使用料の納付)

第7条 前条の規定により、使用許可を受けたものは、ただちに条例別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 条例第6条第3項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、その理由を記載した使用料減額免除申請書(様式第2号)を使用許可申請書にそえて提出しなければならない。

(使用料の還付)

第9条 条例第7条(第2号の場合を除く。)の規定により、使用料の全部又は一部の還付を受けようとする者は、その理由を記載した使用料還付申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(平成3年市教育委員会規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年市教育委員会規則第6号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

| | | | |
|---|-----------|----------------|----------------|
| 旧足守藩侍屋敷遺構使用許可申請書 年 月 日 岡山市教育委員会様 申請者 住所 氏 名 下記のとおり使用許可を申請します。 記 | | | |
| 使用目的 | | | |
| 使用日時 | 年 月 日 | 午前 時 分から 午後 | 午前 時 分まで 午後 |
| 使用内容 | 間 | | |
| 使用者 | 住所 氏 名 | 連絡方法 | |
| 使用人員 | | | |
| その他 | | 使用料 | 円 |

| | | | |
|---|-------|----------------|----------------|
| 旧足守藩侍屋敷遺構使用許可書 許可第 号 年 月 日 様 岡山市教育委員会 印 下記のとおり使用を許可します。 記 | | | |
| 使用日時 | 年 月 日 | 午前 時 分から 午後 | 午前 時 分まで 午後 |
| 使用目的 | | 使用料 | 円 |
| 使用内容 | | 使用許可の条件 | |

様式第2号(第8条関係)

使 用 料 減 額 申 請 書
免 除

年 月 日

岡山市教育委員会様

住 所
申 請 者
氏 名

このことについて、旧足守藩侍屋敷遺構使用料の減額免除をお願いします。

記

1 申請理由

2 使用日時

様式第3号(第9条関係)

使用料還付申請書

年 月 日

岡山市教育委員会様

住所
申請者
氏名 ㊟

このことについて、旧足守藩侍屋敷遺構使用料の還付をお願いします。

記

- 1 申請理由
- 2 使用日時
- 3 使用料

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 8 条関係)

様式第 3 号 (第 9 条関係)